

表28 特用林産物の需給動向（平成7年）

品名	単位	生産量	輸入量	輸出品	消費量
乾しいたけ	t	8,070	7,539	544	15,065
生しいたけ	〃	74,495	26,308	—	100,803
なめこ	〃	22,858	—	—	22,858
えのきたけ	〃	105,752	—	—	105,752
ひらたけ	〃	17,166	—	—	17,166
ぶなしめじ	〃	59,760	—	—	59,760
まつたけ	〃	211	3,515	—	3,726
くさり	〃	22,851	56,146	—	78,997
くすみ	〃	398	25,837	—	26,235
わさび	〃	3,336	—	—	3,336
たけのこ	〃	57,083	287,482	—	344,565
しょうる	kg	3,427	167,915	—	171,342
竹	千束	3,941	856	3	4,794
桐	材 m <sup>3</sup>	7,888	149,356	—	157,244
木炭	t	69,896	92,364	149	162,111
薪	千層積 m <sup>3</sup>	161	—	—	161

- (注) 1 林野庁林産課調べ。  
 2 不明なもの及びないものについては一印とした。  
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出品による単純計算によった。  
 4 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

ともに、練炭、豆炭、オグライト等の木質系固形燃料の生産、流通及び消費の増進につき指導した。

## 第7節 林業関係金融

### 1 木材産業等高度化推進資金

#### (1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐり厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。(平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え)

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

#### (2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理

化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

#### (3) 7年度の予算措置及び実行状況

7年度までに政府貸付資金が122億1,863万円措置され、7年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,145億円となり、また、預託原資貸付資金借入に係る利子補給補助金49,475万円が予算措置された。

7年度末の資金種類別貸付状況は、表29のとおりであり、貸付件数3,327件、貸付け残高713億円に達している。

### 2 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証制度は、林業者等（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託する。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

表29 資金種類別貸付状況(7年度末貸付残高)

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	497	70
素材生産資金	136	19
素材引取資金	361	51
製品流通合理化資金(運転資金)	105	15
間伐等促進資金(運転資金)	43	6
乾燥材供給促進資金(運転資金)	28	4
林業事業体体質強化促進資金 (運転資金)	4	1
円高等環境変化対応経営改善特 別                                  資                                  金	11	2
(運転資金)		
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	4	1
木材高度利用加工資金	2	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	1	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	21	3
立木等取引資金	18	3
木材加工資金	3	0
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
林業経営安定化促進資金 ( 運 転 資 金 )	—	—
計	713	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

7年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出 資 の 状 況

6年度末の出資金の総額は134億2,086万円であったが、7年度に政府から1億5,000万円(保証出資)、都道府県から8,546万円、林業者等から771万円の出資が行われた結果、7年度末の出資総額は136億6,403万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社26億1,459万円、組合9億5,279万円、個人7億3,592万円となっている。(表30)

表30 7年度末出資状況

区 分	出資者数	出資額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		653,450	47.8
都道府県		282,623	20.7
林業者等	7,601	430,330	31.5

(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資を計上していない。

(2) 債務保証の状況

7年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材63%、素材生産が27%と両資金で90%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが65%となっている。

7年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の55%を占めている。(表31)なお、7年度の代位弁済は5億2,216万円(前年度5億7,925万円)で、5,709万円減少した。(表32)

表31 7年度末融資機関別保証実績

融 資 機 関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農 林 中 金	3,947	6.7
商 工 中 金	6,549	11.1
都 市 銀 行	2,829	4.8
地 方 銀 行	32,398	54.8
第 二 地 方 銀 行	4,931	8.3
信 用 金 庫	5,146	8.7
そ の 他	3,282	5.6
合 計	59,082	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表32 7年度経営形態別代位弁済等の状況

区 分	代位弁済 (万円)	求償権残高 (万円)
組 合	14,411	130,457
会 社	33,249	319,551
個 人	4,556	108,659
計	52,216	558,666

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の7年度の貸付決定額は表33のとおりであり、貸付けの大宗を占める造林資金は横ばいであったが、農林漁業施設資金が増加したため、全体としては前年度より3%増加している。

なお、平成7年度においては、林業経営育成資金(分収育林取得、育林及び複合経営施設)について、一定の要件を満たす林業を営む法人を貸付対象者に追加するなど制度の充実・強化を図った。

表33 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額  
(単位：百万円)

区 分		6年度	7年度	
林業基盤整備	造林	数	35,827	35,149
	補助	公有林	2,530	2,895
		私有林	8,617	9,996
	非補助	公有林	10,152	9,645
		私有林	14,393	12,536
	樹苗養成	135	77	
	林道	918	640	
	森林整備活性化資金	1,240	2,092	
	林業経営育成	457	260	
	林業経営調整	19	15	
営安定	林業経営維持	113	547	
農林漁業構造改善事業推進	1,478	442		
農林漁業施設	共同利用	3,201	5,725	
災害	主務大臣指定害	2,746	2,508	
	計	45,999	47,378	

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

#### 4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

このため国は、資金の貸付けの事業を行う都道府県に対し、貸付資金の造成に必要な経費の一部9,645万円(補助率3分の2)を補助した。

また、7年度においては、団地間伐促進資金の面積要件の特例適用期限を5年延長する等制度改正を行った。

表34 林業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
林業生産高度化資金	65	64	64	62	55
林業労働福祉施設資金	10	10	8	9	10
青年林業者等養成確保資金	1	1	1	1	1
計	75	74	72	72	65

(注) 1. 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2. 7年度は見込み。

## 第8節 林業技術対策

### 1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を打開すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請に応じていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

#### (1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多面的機能の解明と公益性の維持・増進、
- ② 森林生産力の増強と林業における生産性の向上、
- ③ 地域における林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化、
- ④ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発、
- ⑤ 森林生物機能の開発と利用による技術革新についての試験研究を行うとともに、国際研究協力の推進に努めた。

これら試験研究を実施するために7年度の運営に要した経費は、70億4,433万円であった。

#### (2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

### 2 技術開発の推進

高性能林業機械化による、新たな作業システムを確立するため、これまでも我が国の地形等に適応した高性能林業機械の開発を行ってきたところであるが、平成7年度は伐出用の高性能林業機械として急傾斜地で

の伐倒作業が可能な半脚式伐倒機械の開発を完了した。また引き続き地形追従型高知能林業機械の改良等を行うとともに、新たに架線用フェラーシステムの開発に取り組んだ。育林用の高性能林業機械については、新生成地タイプを開発完了、急傾斜地タイプ、植付機械、自立分散型機械についてそれぞれ設計、改良等を実施した。

また、林業機械による労働災害の防止、生産性の向上等を目的として、林業災害防止に有効な作業機械等の開発改良と高性能林業機械等の普及定着のための情報提供、展示会等に対し、助成を実施した。

更に、間伐の促進に資するため、高性能林業機械を用いた新しい間伐作業システムを開発する事業を実施した。

木材の新規用途開発、熱帯林の再生を図るため、技術研究組合が行う、①電磁波遮蔽性等新たな機能の付加を目的とする木材と他材料との複合化技術の開発及びその利用技術の開発、②樹木に含まれる希少な有効成分を副作用の少ない医薬品等として利用する技術の開発、③ウッドセラミックスや木質系生分解性プラスチックを利用する技術の開発、④苗木の大量増殖技術など熱帯林の再生に係る技術の開発の促進に対し助成した。

社会問題化しているスギ等の花粉症について林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に松くい虫対策として天敵利用等による防除システムの開発を進めた。

なお、平成7年4月に、旧林業講習所（国有林野特別会計事業）を改組し、一元的かつ総合的な研修を実施するための「森林技術総合研修所」を設置した。併せて、沼田林業機械化センターを研修所組織の一部として統合し研修を行った。

### 3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらのものが森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解等と啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、7年度は次のような事業を実施した。

#### (1) 林業後継者育成対策等事業

##### ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習が可能な拠点施設として森林と展示施設からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都府県に助成した。

##### イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るため、全国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

##### (ア) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員、市町村、森林組合等に対して迅速に提供するとともに、普及啓発情報誌の発行等の実施につき民間団体に助成した。

##### (イ) 普及活動高度化特別対策事業

普及指導職員及び地域の指導的林業者の資質を向上するため、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等の実施、高度先端的な技術の現地適応試験等の実施、専門知識・技術を有する人材を普及指導協力員として活用の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

##### (ウ) 森林林業普及啓発推進事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、森林普及啓発情報の収集・提供、小中高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための学びの森の整備、林業高校生等を対象とした林業機械等の実働展示を実施することにつき都道府県及び都道府県林業改良普及協会等に助成した。

##### (エ) 林業後継者育成事業

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「対策会議」の開催、学卒予定者等の林業・木材業関係への就業促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施、後継者等が行う技術開発のための情報収集・施設・資機材の整備等につき都道府県及び市町村等に助成した。

##### (オ) 後継者リーダ養成事業

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

#### (2) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的

推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

## 第9節 国有林野事業

### 1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、高度経済成長期においては木材需要の拡大に対応して丸太を増産し、また、最近においては公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全を考慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行い、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応じて、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的機能の高度発揮、②林産物の計画的、持続的供給、③国有林野事業の諸活動とこれに関連する地域の産業活動等を通じた農山村地域の振興への寄与など、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済と国民生活において、重要な役割を果たしている。

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及び、民有林に比べ学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分がせきりょう山脈に広く位置していることから、公益的機能の発揮を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中央機関として林野庁、地方機関として営林（支）局、営林署、さらに現場組織として森林事務所、事業所等が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の組織の下に特別会計制度としてその使命を果たしてきたところであるが、昭和50年代以降財務状況が悪化し、連年損失を計上するに至ったため、昭和53年に「国有林野事業改善特別措置法」を制定し、以来同法に基づき、「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、以降数次にわたり計画の見直しを行い、①適切な森林施業の推進、②事業運営の効率化、③要員規模の適正化、④組織機構の簡素化・合理化、⑤自己収入の確保等、経営の全般にわたり改善を進めてきたところである。しかし、資源的制約と自然保護への配慮等により伐採量を減少せざるを得ないこと、長期にわたる木材価格の低迷に

より林産物収入が増大しないこと、借入金の利子・償還金が年々増大しつつあること、要員がなお調整過程にあることなどから、経営は依然として厳しい状況にあり、このまま推移すれば将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況になっている。

このため、平成2年12月の林政審議会答申及び閣議了解とされた国有林野事業経営改善大綱を受け、平成3年5月に改正された国有林野事業改善特別措置法に基づき、同年7月に「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し、この改善計画に基づき、平成22年度までに国有林野事業の収支の均衡等その経営の健全性を確立することを目標に、組織の簡素化・合理化、要員規模の適正化等経営改善に取り組んでいるところである。

この改善計画の概要は、民有林・国有林を通じて、流域を基本的単位とし、上下流間の連携強化を図りつつ関係者の総意の下にその流域の特質に応じた森林整備、林業生産等を進める森林の「流域管理システム」の下で、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林に区分し国有林の機能類型に対応した森林の管理経営を行うことを基本的方針として、森林の整備目標を達成することとしている。また、自主的改善努力を徹底するとともに、適切な累積債務対策を講じ、平成12年度までに経常事業部門の収支均衡を達成することとしている。このため、累積債務を経常事業部門と区分し、①経常事業部門については、事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化、組織機構の一層の簡素・合理化、自己収入の拡大、一般会計繰入などの措置を講ずることにより改善期間内に借入金に依存しない経営体質に転化する、②累積債務については、林野・土地等資産の徹底した見直しによる売払い収入の拡大を図り、その縮減・解消に努めることとしている。

平成7年度は、この改善計画に基づき、以下の事業を中心に経営改善を推進した。

(1) 要員の規模については、定年前退職、省庁間配置転換、地方公共団体への出向の促進等の措置を講ずることにより約2千4百人の縮減を図り、平成7年度末要員規模は約1万7千人となった。

(2) 組織機構の簡素化・合理化については、104森林事務所の統合、89事務所の廃止等、及び、内部組織の簡素化・合理化として、本庁の3係、営林（支）局の23係、営林署の60係の縮減を実施した。

(3) 収入の確保については、木材情報の的確な把握に努めつつ、需要動向に応じた機動的生産・販売の推進等企業的な感覚を持った販売活動を展開し、また、

森林空間の総合利用等の展開による収入の確保にも積極的に努めた。

(4) 経常事業部門と区分し処理することとした累積債務については、林野・土地等の資産の処分による自己収入を充当したが、以上の対策を講じてもなお不足する費用については、別途財源措置を講じ、累積債務の処理に充てたところである。

## 2 国有林野事業の主要事業

### (1) 販売事業

販売事業は、国有林野から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

7年度に国有林野で伐採された立木は743万 $\text{m}^3$ で、その伐採量のうち立木販売等に係るもの503万 $\text{m}^3$ 、丸太生産の資材としたもの240万 $\text{m}^3$ であった。

また、官行造林地からの官収分は21万 $\text{m}^3$ であった。

### (2) 製品生産事業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、立木から丸太を生産することにより付加価値を増大させ収入を確保すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効率的な事業実行に努めている。

7年度は、196万 $\text{m}^3$ の丸太の生産を行った。

### (3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、7年度は林道事業に一般会計から145億7,900万円の繰入れを行い、230kmの林道新設等の事業を行った。

### (4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び未立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的

視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、7年度は一般会計より139億7,800万円の繰入れを行い、新植植付5千ha、育成天然林造成1万1千ha、保育20万5千ha等の事業を行った。

### (5) 種苗事業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園、採穂園からの育苗の生産に努めている。

なお、7年度は1,008万本の苗木の払出しを行った。

### (6) 国有林野内直轄治山事業

国有林野内直轄治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業五箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。7年度においては、第八次治山事業五箇年計画（平成4～8年度）の4年度目として、全額一般会計により事業費614億円をもって実施した。

### (7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万6千km、境界点数約353万1千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界確定、図根測量、境界測量及び境界検測を最優先事業として実施した。なお、7年度の実績は表35のとおりである。

表35 7年度国有林野の測定事業実績

境界確定	32km
図根測量	21点
境界測量	270km
境界検測	699km
境界検測・改設	2,418点
境界巡検	39,178km

## 3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野

事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。国有林野事業勘定の7年度の決算額は歳入5,322億円、歳出5,675億円であり、353億円の歳出超過となった。

(1) 歳入 歳出

7年度予算は歳入6,054億円で造林及び林道投資等のための借入金2,969億円及び一般会計より受入558億円を含み、また、歳出6,054億円であった。

(ア) 歳入の部

収納済歳入額は5,345億円であって、これを歳入予算額に比べると709億円の減少となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため340億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払単価が予定を下回ったこと等のため46億円、土地の売払面積が予定より少なかったこと等のため326億円、計372億円減少し、雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため12億円減少した。また、一般会計より受入が、前年度からの繰越事業があったこと等のため、15億円増加した。

(イ) 歳出の部

歳出予算現額は6,555億円であって、その内容は歳出予算額6,054億円、前年度繰越額501億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は5,647億円、翌年度繰越額492億円であって、不用額416億円である。翌年度繰越額は法第16条第1項の規定による支出未済繰越額487億円及び明許繰越額5億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損益計算

総収益額1,975億円に対し、総費用額3,293億円となっており、差引き1,318億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を6年度の損益計算上の損失1,242億円と比べると75億円の増加となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物の売上高が、販売数量の減少等により165億円減少し、林野等売払収入が売払単価が上回ったこと等により28億円、雑収入が受託事業収入等の増加で4億円増加した。費用においては、支払利子が長期借入金の累積の増大に伴い104億円増加したが、経営費で83億円、一般管理費及販売費で27億円、減価償却費で17億円、資産除却損で9億円、雑損で4億円減少した。(表36, 37)

4 国有林野の活用等

国有林野の事業は林業基本法(昭和39年法律第161

表36 損益計算書  
(7年4月1日から8年3月31日まで)

損 失		利 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	1,013	売 上 高	931
治山事業費	159	林野等売払 収 入	563
一般管理費 及 販 売 費	596	雑 収 入	124
減価償却費	467	一般会計よ り 受 入	198
資産除却損	46	森林保全財 源 受 入	50
支 払 利 子	1,007	利子財源入 受	148
雑 損	5	治山勘定よ り 受 入	159
計	3,293	雑 益	0
		本年度損失	1,318
		計	3,293

表37 貸借対照表  
(8年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	406	借 入 資 本	34,020
固 定 資 産	65,778	自 己 資 本	47,240
繰越欠損金	13,758		
本年度損失	1,318		
計	81,260	計	81,260

(注) 計は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

号)第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は7年度末現在で次のとおりである。

農業用活用決定面積 5万5千ha

林業用活用決定面積 2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、

国有林野の貸付け、分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は7年度末現在で、貸付使用面積8万1千ha、分収造林契約面積13万3千ha、共用林野契約面積166万2千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に導入され、制度化が図られたところであり、それ以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の資源の整備充実を図り経営改善に資することを旨として、積極的に実施しているところである。

分収育林契約では国と国以外の者(契約者)との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分並びに国が行う保育及び管理に要する費用を負担してもらい、伐採時における収益を国と契約者で分収するものとしている。なお、7年度末現在における契約状況は、次のとおりである。

契約面積	23,879 (ha)
契約口数	95,550 (口)
契約者数	80,937 (人)
収入	46,380 (百万円)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業においては、近年の森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させ、新たな事業分野として積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。「レクリエーションの森」については、国有林野内の自然環境に恵まれた地域を選定し、計画的かつ適切な森林レクリエーション事業を実施している。また、森林空間や温泉資源を積極的に活用し、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。7年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,283箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	168箇所
・森林スポーツ林	76箇所
・野外スポーツ地域	252箇所
・風景林	577箇所
・風致探勝林	119箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定箇所	27箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は7年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働情勢

国有林野事業については、平成3年7月に策定された新たな改善計画に即し、改善計画を進めているところである。

平成7年度は、この改善計画前半の締めくくりとなる重要な年度と位置付け、経営の健全性の確立、要員規模の適正化への一層の取り組み、簡素で合理的な組織の下での効率的な事業実行など最大限の自主的改善努力を行うこととし、このため、事業運営に当たっては、営林(支)局ごとに目標を定め、企業的な感覚の下に創意工夫を凝らし、最大限の収入確保と効率的な事業実行に努めるとともに、これまで以上に開かれた国有林として地域社会等との連携を図りつつ、国民全体の国有林野事業に対する一層の理解と協力の確保に努めることとした。

その中で林野庁は、国有林野事業の経営改善について、改善期間最終年である平成12年度末における適正な要員規模の設定、事業所等現場組織の廃止等に取り組んだところである。また、全林野、日林労の両労働組合は、要員問題、組織機構の統廃合問題、新賃金・期末手当等経済要求等を重点課題として取り組んだ。

特に国有林野事業の経営改善について、全林野労働組合は、9月6日から8日に熊本市で開催した「第48回定期全国大会」において、(1)基本綱領の改定に取り組む、(2)国有林野事業改善計画の抜本的見直しを求め、当面、財政再建、将来要員規模の決定に取り組む、(3)林業労働者の大同団結の組織化、地域林業振興を含む新たな再建闘争に取り組む、(4)国有林野事業の使命達成、流域管理システム及び公益的機能発揮のためのきめ細やかな施策、国民の森林に対する要望等を満たせる直々事業の確定に取り組む、(5)新たな営林署統合・改組等組織機構の改廃に取り組む、(6)国会共闘を強化する等の方針を決定し、運動を展開した。

一方、日本林業労働組合は、10月20日から21日に東京都で開催した「第37回定期全国大会」において、(1)財政の枠組みの見直しによる財政の確保に取り組む、(2)将来要員規模の確立と新規採用枠の拡大に取り組む、(3)流域管理システムと機能類型に対応した組織の配置を明確にさせ前倒しで統合・改組を実施するよう



取り組む、(4)事務・業務の改善とOA化の促進に取り組む、(5)国民参加に向けた国有林の利活用拡大に取り組む等の方針を決定し、運動を展開した。

こうした労働運動の動向の中で林野庁は、平成7年12月「平成12年度末1万人規模」とする将来要員規模について労使合意をした。また、平成8年3月31日付けで193か所の現場事業所の統合・改組を実施した。

## 第10節 森林国営保険

### 1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

平成7年度末の加入面積は表38のとおり、104万4千haで、民有人工林の13.2%に当たっているが、年齢別にみると、I、II年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林が44万3千haで、加入面積の42%を占めている。

森林国営保険の加入状況は平成6年度末において民有林人工林面積7,848千haに対し、922千ha、加入率12%と低い水準であり、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても24%と低水準である。こうした中で、今後、新規契約及び継続契約の一層の拡大に努めるとともに、中高齢林の加入率を高めることが重要な課題となっている。このような状況に対処し、7年度予算においては、森林資源の成熟化、災害発生態様の変化に対応した効率的かつ安定的な事業運営体制を確立するため、森林国営保険と全森連共済を一体的に運営するとともに、共同して保険（共済）を引き受ける「歩合セット保険」を新規に導入することとし、歳入については、最近の森林国営保険及び全森連共済の契約保有状況を基礎とし、保険契約面積550,500ha（前年度317,700ha）により予定した。

なお、森林国営保険及び全森連共済の責任歩合については、最近の両事業の新規契約の加入状況、全森連共済の経営状況を勘案の上、森林国営保険は、50%（全森連共済50%）を予定した。

この計画に伴う歳入は表39のとおり保険料収入29億

表39 歳入歳出予算額

項目	6年度	7年度
森林保険収入	12,791,325	12,379,757
保険料	3,037,168	2,934,202
前年度繰越資金受入	9,754,157	9,445,555
雑収入	719,726	656,605
歳入合計	13,511,051	13,036,362
森林保険費	2,193,520	2,111,588
賠償償還及払戻金	25,599	24,176
保険金	2,167,921	2,087,412
森林保険業務費	1,376,644	1,346,928
子備費	2,000,000	2,000,000
歳出合計	5,570,164	5,458,516

(単位:千円)

3,420万2千円、前年度繰越資金受入94億4,555万5千円、預託金利息収入を主体とする雑収入6億5,660万5千円で、合計130億3,636万2千円を予定した。これは前年度歳入予算額135億1,105万1千円に比べ4億7,468万9千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が21億1,158万8千円、保険業務を運営するために必要な業務費13億4,692万8千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費20億円で、合計54億5,851万6千円を予定した。

### 2 事業の実施計画

#### (1) 保険契約

7年度の保険契約の実績は表40のとおり、保険金額では3,495億7千万円となっており、対前年比で0.9%の増となっている。

表40 7年度保険契約実績

年齢	保険金額（百万円）		
	6年度	7年度	対前年
I	43,549	32,041	73.6%
II	20,058	14,439	72.0%
III	26,361	22,844	86.7%
IV	33,716	29,028	86.1%
V以上	222,629	251,219	112.8%
計	346,312	349,570	100.9%

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから7年度中に期間満了となるものを差し引いた7年度末の契約保有高は、面積104万ha、保険金額1兆1,768億

表38 森林国営保険の年齢別加入状況（7年度末現在）

年齢	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積（千ha）	239	321	498	694	6,186	7,938
加入面積（千ha）	190	253	114	128	360	1,044
加入率（%）	79.5	78.8	22.9	18.4	5.8	13.2

9,800万円となったが、これは前年に比べ、面積12.2万haの増、保険金額で172億5,400万円の減となっている。

### (2) 損害てん補

7年度の災害別の保険金支払実績は、表41のとおりで16億8,119万円（面積2,984ha）である。

表41 7年度災害別損害てん補実績

災 害 別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火	72	47,130
風	153	208,854
水	85	85,074
雪	5	5,578
干	2,382	1,159,917
凍	276	163,832
潮	7	8,433
噴	3	2,375
火 災	3	2,375
計	2,984	1,681,193

### 3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

7年度の収納済歳入額は122億3,225万円、当初予算に比べ8億412万円の減となった。一方、支出済歳出額は29億3,941万円で、歳入歳出の差し引きは92億9,284万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額89億1,836万円を控除するので、決算上は3億7,448万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

